

## 重要事項説明書（居宅介護支援）2,121改

当事業所は利用者に対し、厚生省令第38号第4条に基づいて、居宅介護支援サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、本契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### 1. 事業者

事業所名	&ケア居宅介護支援事業所	
所在地	神奈川県愛甲郡愛川町中津242-1	
管理者氏名	中丸 恵津子	
電話番号及びアクシミリ番号	046-284-3001 / 046-284-3002	
指定事業所番号	1471600427号	平成30年4月1日指定

### 2. ご利用事業所であわせて実施する事業

事業の種類	神奈川県知事の事業者指定	
	指定年月日	指定番号
訪問介護	平成30年3月1日	1471600419号
訪問看護	平成30年4月1日	1461690015号

### 3. 事業の目的と運営の方針

施設運営の方針	介護保険法の理念に基づき、利用者に対して適正な居宅介護支援を提供する事を方針としています。
---------	---

### 4. 職員の職種、人数及び職務内容

従業者の職種	区分	保有資格の内容
管理者(常勤)1名	他 ( 常勤 ) 名	主任介護支援専門員(ケアマネージャー)

### 5. 営業日

営業日	月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日 (8:30~17:30) 休日 土曜日 日曜日 祝祭日
-----	--

### 6. 事業の実施地域

実施地域	神奈川県愛甲郡愛川町中津
------	--------------

### 7. 苦情等申立先

当施設ご利用相談室	窓口担当者 中丸 恵津子 ご利用時間 営業日と同日の(8:30~17:30) ご利用方法 電話 046-284-3001
-----------	--

### 8. 協力医療機関

医療法人 謙心会 熊坂外科呼吸器科医院 神奈川県愛甲郡中津7417 TEL 046-285-1139
---

### 9. サービスの内容

#### ① 居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という）の作成

利用者ご家庭を訪問して、利用者的心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、ケアプランを作成します。

(ケアプランの作成の流れ)

- 1) 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- 2) ケアプランの作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者または利用者家族等に対して提供し、利用者に居宅サービスの選択を求めます。
- 3) 介護支援専門員は、利用者及び利用者家族の置かれた状況を考慮して、利用者に提供される居宅サービスの目標、その達成時期、居宅サービスを提供するまでの留意点等を盛り込んだケアプランの原案を作成します。
- 4) 介護支援専門員は、前項3)で作成したケアプランの原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、介護保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及び利用者家族に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。

#### ② ケアプラン作成後の便宜の供与

- ・ 利用者及び利用者家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握し

ます。

- ・ ケアプランの目標に沿って居宅サービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

② ケアプランの変更

利用者がケアプランの変更を希望した場合、または事業者がケアプランの変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、ケアプランを変更します。従って仮に病院等に、入院の際は、退院後のプラン作成で、情報共有の必要から介護支援専門員の名前や連絡先を病院側に伝えることが、利用者側に期待されます。

④ 介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、または利用者が介護保険施設への入院・入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

10. サービス利用料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業所が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法廷代理受領）は、利用者の自己負担はありません。但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することが出来ない場合は、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。

11. サービスの利用に関する留意事項

- ① 事業者が提供する居宅介護支援サービスを行う際に、担当の介護支援専門員を決定します。
- ② 事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。  
介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービスの利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
- ③ 利用者の選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情を、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。但し、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。
- ④ 利用者は、計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。また、当該事業を計画に位置付けた理由を求めるることができます。
- ⑤ 事業所が前6ヶ月に作成した居宅サービス計画総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所の記載されたもので、同一事業所によって提供された割合は、別途資料によって提示します。

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

指定居宅介護支援サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

&ケア居宅介護支援事業所

説明者氏名 中丸 恵津子

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの利用に同意しました。

氏 名

\_\_\_\_\_

署名代行者

\_\_\_\_\_

利用者との関係 姪